

2各介第136号-2
令和2年8月14日

各務原市内介護保険サービス事業所

- 〃 軽費老人ホーム
- 〃 有料老人ホーム
- 〃 サービス付き高齢者向け住宅 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

サージカルマスクの配布について（通知）

平素より市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、厚生労働省より社会福祉施設等を対象に、新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品が岐阜県に配分され、サージカルマスクの一部を県内の各介護サービス事業所等へ配布することとなりました。

つきましては、各務原市内の介護サービス事業所への配布を各務原市介護保険課が執り行うこととなりましたので、以下の通り通知します。

記

1 配布するマスクの種類及び枚数

サージカルマスク 1サービス事業所あたり100枚（1箱50枚入り×2箱）

2 配布対象事業所

県指定介護保険事業所・施設、

市町村指定介護保険事業所・施設（基準該当含む）

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※ 職員が概ね他の事業と重複するような場合（医療機関におけるみなし指定、福祉用具貸与を兼ねる特定福祉用具販売、居宅療養管理指導）は配布の対象外となっています。

3 配布日時及び場所

令和2年8月17日（月）から8月28日（金）までの間

毎日午前8時30分～12時・午後1時～午後5時15分（土・日曜日を除く）

各務原市役所本庁舎2階 介護保険課 施設指導係窓口

※ 地域包括支援センターと養護老人ホーム分については高齢福祉課にて配布します。

4 マスクの受け取りに関する注意事項

- ① 3密を避けるため、出来るだけ法人、グループまとめて一括での受け取りにご協力ください。
- ② 配布数量が多くなると持ち帰りが困難になります。複数事業所分をまとめて受け取られる際は、予め持ち帰り袋を持参いただくようお願いいたします。
- ③ 受取期間内に受け取られなかったマスクは、各務原市の非常用備蓄として取り扱わせていただきます。

5 現物外観写真



以上

問い合わせ先	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)